事務連絡

令和２年６月１７日

　各区市町村

　　自立支援医療（精神通院医療）事務御担当者　様

東京都福祉保健局障害者施策推進部

精神保健医療課

自立支援医療(精神通院医療)に係る支給決定事務等について

日頃から、東京都の障害者施策に御理解、御協力いただき、誠にありがとうございます。

令和２年７月１日より、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令が改正されることに伴い、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課及び精神・障害保健課から、別添のとおり「肢体不自由児通所医療及び障害児入所医療並びに指定自立支援医療、指定療養介護医療及び基準療養介護医療に係る支給決定事務等について」（令和２年２月１９日付事務連絡）が示されたところです。

上記事務連絡について、別途区市町村障害福祉主管課宛情報提供させていただいているところですが、自立支援医療(精神通院医療)に係る内容について改めて御連絡します。

記

　１ 概要及び取扱いについて

　　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18

年政令第10 号。以下「障害者総合支援法施行令」という。）の一部改正につい

て指定自立支援医療に係る負担上限月額については、当該指定自立支援医療を受

ける障害者又は障害児の保護者が市町村民税世帯非課税者である場合、当該障害

者又は障害児の保護者に係る①公的年金等の収入金額、②合計所得金額及び③厚

生労働省令で定める給付を合計した金額が80 万円以下であれば2,500 円となり、

80 万円を超えれば5,000 円となる。

　　　②合計所得金額の一部を構成する雑所得については、その一部を①公的年金等

の収入金額から公的年金等控除額を控除した額(以下「公的年金等の所得」)によ

り構成している。

　そのため、①公的年金等の収入金額と②合計所得金額とを足し合わせる際に、公的年金等の所得については重複して計上することになるところ、受給者の負担額を軽減する観点から、②合計所得金額から公的年金等の所得を控除する。

２ 改正箇所

　別添「児童福祉法施行令等の一部を改正する政令の公布について」新旧対照表のとおり

　　３　施行日

　　　令和２年７月１日

【問合せ先】

　東京都福祉保健局障害者施策推進部

精神保健医療課生活支援担当　多代

　　電　話　　０３（５３２０）４４６４

　　ﾌｧｸｼﾐﾘ　　０３（５３８８）１４１７